「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」
に係る事業実施状況報告（令和７年度施策）

徳　島　県

刊行にあたって

本県では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現をめざし、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

基本計画の推進にあたりましては、国や市町村、関係団体等と連携を図りながら、着実に進めるとともに、毎年その実施状況を公表し、点検を行う中で適切な進行管理を図ることとしております。

本書は、この基本計画の令和７年度における実施状況について取りまとめたものです。

令和８年１０月

徳　　島　　県

「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に係る事業実施状況報告（令和７年度施策）

目次

Ⅰ　人権教育・啓発の推進／効果的な計画の推進
１　人権教育 ---------- 1
(1)学校教育（保育）における人権教育 ---------- 1
(2)社会教育における人権教育 ---------- 2
２　人権啓発 ---------- 2
(1)県民に対する人権啓発 ---------- 2
(2)家庭・地域における人権啓発 ---------- 3
(3)企業に対する人権啓発 ---------- 3
３　県の推進体制 ---------- 3
４　国・市町村・関係団体等との連携 ---------- 4
５　推進方策 ---------- 4

Ⅱ　人権にかかわりの深い特定職業従事者への取組の推進
１　公務員 ---------- 6
２　教職員 ---------- 6
３　医療関係者 ---------- 7
４　福祉関係者 ---------- 7
５　警察職員 ---------- 7
６　消防職員 ---------- 7
７　マスメディア関係者 ---------- 8

Ⅲ　各人権課題に対する取組の推進
１　女性 ---------- 9
２　子ども ---------- 10
３　高齢者 ---------- 11
４　障がい者 ---------- 12
５　同和問題 ---------- 13
６　外国人 ---------- 14
７　ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等 ---------- 14
８　犯罪被害者等 ---------- 15
９　刑を終えて出所した人等 ---------- 16
10　インターネットによる人権侵害 ---------- 16
11　アイヌの人々 ---------- 17
12　様々な人権課題 ---------- 17

参考資料
「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に係る実施事業一覧（令和７年度）

Ⅰ　人権教育・啓発の推進／効果的な計画の推進

本県では、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会」の実現をめざし、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、生涯学習の理念に基づき、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場と機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進しています。

1　人権教育

本県では、平成 14 年 4 月に「同和問題の解決に向けて（基本方針）」（平成 14 年 3 月策定）に示された方向性を受け、これまでの差別意識の解消をめざした教育を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築しました。併せて、平成 16 年 2 月に策定した「徳島県人権教育推進方針」に基づき、すべての人の基本的人権真に尊重される社会づくりをめざし、より一層総合的な視野に立った人権教育を推進しています。

また、平成 26 年 3 月には、人権に関する社会情勢や国の動向を踏まえ、新たな人権教育の視点や人権課題に対応した人権教育を進めるために、現行の「徳島県人権教育推進方針」に内容を一部追記し、改訂を行いました。

（１）学校教育（保育）における人権教育

学校（園・所）においては、それぞれの校種の教育目的や学校の教育目標の実現をめざして、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するとともに、学校（園・所）の教育活動全体を通じて、乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高める教育を行いました。

具体的な取組としては、幼・小・中・高・特別支援学校の各校種において人権教育研究校（園）を指定し、効果的な教育実践の創造や学習資料の開発等に向けた研究を行い､その成果を普及することによって各学校における人権教育の推進を図りました。

また、幼児・児童・生徒が制作した人権作品を啓発資料やパンフレット等に活用するとともに、パネルにして人権教育に活用しました。さらに、校種別人権教育研究会及び徳島県人権教育研究協議会とも連携し、学校（園・所）での人権教育を推進しました。

教職員においては、自らの使命を自覚し、日常生活における人権上の問題点を見抜き、人権問題を自分自身の問題と捉え、自らの意識改革を図ることが大切であることから、県立総合教育センター等において、人権教育主事研修をはじめとする様々な人権教育研修を実施することにより教職員の資質の向上を図ってきました。

また、人権問題の多様化・複雑化に対応し、人権尊重社会の実現に向けた人権教育を推進するため、幅広い識見や豊かな経験及び指導力を有する徳島県人権教育指導員を各種研修会等に派遣し、人権教育を推進しました。

そして､徳島県人権教育推進方針に基づく人権教育の具体的な実践を促進するため、人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」、手引書Ⅱ「“あわ”人権学習ハンドブックプラス」（平成 27 年度作成）、「性の多様性を理解するために－教職員用ハンドブック－」（平成 29 年度作成）の一層の周知と活用促進に努めるとともに、文部科学省から公表された「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次

とりまとめ］」「同策定以降の補足資料」の周知と活用促進に努めました。

さらに、令和３年度は、同和問題をテーマとした人権学習を行うための参考資料として、「人権教育資料を活用した同和問題に関する学習指導案事例集」を作成したほか、文部科学省指定「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」の委託を受け、子どもたちを性暴力の当事者にしないための教育・啓発に努めました。令和６年度からは、同省の「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」の委託を受け、本教育の更なる普及展開に努めました。

県立総合看護学校においては、看護教育の中で講義や特別授業を通じて、人権に関する教育の充実を図りました。私立学校においてもその設置者・教職員を対象に人権問題研修を実施したほか現任保育士に対する研修を実施し、人権についての認識を深めました。

（２）社会教育における人権教育

家庭においては、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことを、日常生活を通じて、子どもに示していくことが重要であることから、ＰＴＡの組織や運営、家庭と地域社会との連携など望ましい在り方やＰＴＡにおける人権教育の在り方等について研修を深めました。

また、多様な学習機会の充実を図るため、県立総合教育センター「マナビィセンター」において、県民の生涯にわたる学びの支援を促進するとともに、文化の森において、様々な人権問題を解決するための人権啓発展を実施しました。

社会教育における指導体制の充実に向けては、社会教育指導者を対象に研修会やセミナーを実施し、体験的・実践的学習プログラムを取り入れるなど、指導者の資質向上を図りました。

また、ＰＴＡ研修会をはじめ、社会教育の多くの場で活用できる学習資料「社会人権教育資料」や「社会教育における人権教育資料」の活用促進を図るとともに、「いのちに関する作品募集」事業を通して、募集した「いのち」や人権を尊重することへの思いを表現した作品をパネルにし、人権教育･啓発に活用しました。

さらに、人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」、手引書Ⅱ「“あわ”人権学習ハンドブックプラス」（平成 27 年度作成）の活用促進に努め、県内全域において社会教育における人権教育を推進しました。

２　人権啓発

本県では、広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として、人権啓発を推進しています。

（１）県民に対する人権啓発

広く県民が、人権尊重の理念を深めるとともに、これを体得することができるよう、啓発の内容や手法に創意工夫を凝らし、なお一層の充実に努めました。

まず、広く県民が気軽に利用し学習も行える、人権教育啓発推進の拠点である県立人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」において、人権ライブラリーの運営をはじめ、人権に関する情報提供等を実施しました。

センターの管理運営については、指定管理者による創意工夫ある企画により、効果的な事業を実施し、利用者に対するサービス向上等を図りました。

各種人権啓発事業を総合的・一体的に実施する人権フェスティバル「とくしま共に生きるフェスタ 2025」を、「一人一人が紡ぐ人権の未来」をメインテーマとし、会場およびオンライン上で実施したほか、人権啓発パネル展である「まちかどパネル展」を県内全市町村の公的施設で実施し、基本的人権とその擁護について正しい理解を深める機会を設けました。

また、人権の世紀を担う若者の視点から、現在の社会情勢を反映した喫緊の人権課題について正しい理解と認識を深めるため、「若者発！人権啓発映像コンテンツ発信事業」を実施しました。

さらに、「みんなが主役の人権啓発推進事業」として、ＮＰＯ法人や市民活動団体などが自主的に企画した、人権啓発のための事業を審査の上、県の事業として県内の団体に委託し、県民一人ひとりが人権意識の向上に取り組む機運を醸成するとともに、人権にかかわる市民活動団体等の育成に努めました。

このほか、多くの県民に効果的に人権尊重の理念を伝えるため、マスメディアを活用した啓発や、ポスター・懸垂幕・パネル展示等による啓発活動を行うとともに、人権をテーマとした作品を募集し、その作品を人権啓発に活用しました。

また、インターネットを活用し、ホームページ上で人権に関する様々な情報を掲載して、情報の発信及び各種行事の周知を行いました。

（２）家庭・地域に対する人権啓発

家庭や地域は、家族や日常出会う人とのふれあいにより、他者への思いやりや豊かな情操、善悪の判断など人権意識を育む上で重要な場です。このため、事業の実施にあたっては、市町村や関係団体等と密接な連携を図りました。

また、地域に密着した自主的で継続的な人権啓発活動が重要であることから、地域における中核となる人材を育成するため、市町村職員等を対象に人権啓発のリーダーの養成研修を実施しました。

さらに、「あいぽーと徳島」では、県内各地へ出向き、生活に身近な人権問題に関する講演等の啓発を行う「出前講座」を実施しました。

（３）企業に対する人権啓発

企業は、地域社会の一員として社会的責任も強く求められており、就職の機会均等を保障するとともに、人権に配慮した職場づくりを進める必要があります。

このため、企業・団体等で人権研修等を行う際に、徳島県人権問題講師団講師を派遣し、人権教育啓発を推進しました。

また、建設企業に対しては、同和問題啓発リーフレットを送付するとともに、経営業務管理責任者等を対象とした研修会を実施しました。

３　県の推進体制

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長とする「徳島県人権施策推進本部」を中心とし、関係部局の緊密な連携のもとに、人権教育・啓発を着実

に推進しました。
また、「あいぽーと徳島」では、教育・啓発・研修に必要な情報の収集や提供、人権相談、講座・研修会及び指導者の養成等を実施し、県民の人権意識の啓発と人権問題の解決に努めました。
さらに、「徳島県人権教育啓発推進月間」である11月に事業を重点的に行うことにより、総合的かつ効果的な人権教育・啓発の推進を図り、全県を挙げて人権意識の普及高揚に努めました。

４　国・市町村・関係団体等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、社会全体の取組が必要であり、国や市町村、企業、ＮＰＯ法人をはじめとする民間団体等が、それぞれの役割と分担を踏まえつつ、緊密な連携や協力を図っていくことが重要です。
そのため、人権フェスティバルの開催を通して、徳島地方法務局、徳島県人権擁護委員連合会、徳島県人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を図りました。また、人権啓発指導者養成研修や人権啓発活動の委託等により、市町村の取組を支援しました。
同和問題をはじめとした様々な人権課題を解決するため、県・市町村・隣保館の職員から構成される「人権行政ネットワーク連絡会議」を設置し、相互に連携・協力して、地域の実情に応じた取組を推進しました。
企業や民間団体等へは研修講師の派遣を行うとともに、「みんなが主役の人権啓発推進事業」において、ＮＰＯ法人や市民活動団体などの自主的に企画した事業を審査の上、県事業として各団体に委託したほか、徳島ヴォルティスと連携した啓発活動を実施するなど、人権教育・啓発の効果的な推進と民間活動の支援に努めました。
また、地域社会の一員として社会的責任を担っている企業等とともに、官民一体となって人権啓発に取り組むため、「徳島県人権サポーター企業」への登録を促進しました。
さらに、「あいぽーと徳島」において、人権教育啓発に関する団体等との交流を図るとともに、関係機関と連携した交流会等を実施しました。

５　推進方策

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、県民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深めるため、様々な人権問題について、職場や地域など県民に身近なところで、中心的に活動できる指導者の養成を図るとともに、学校・地域・団体等の場に徳島県人権啓発推進員や徳島県人権問題講師団講師、徳島県人権教育指導員の派遣を行いました。
また、公益財団法人人権教育啓発推進センターの会員として連携や協力を進める中で、より効果的な教育や啓発の手法等について調査・研究を進めました。
「あいぽーと徳島」を中心として、文献やＤＶＤをはじめとする人権に関する教材、教育・啓発資料についても整備・充実を進めました。
さらに、マスメディアを積極的に活用した啓発を行うとともに、広報誌においても啓発を行いました。
情報伝達媒体として、急速な発展を遂げているインターネットを活用し、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、ホ

ームページによる情報提供を行いました。
　国際交流の推進については、多文化共生のまちづくりを進めるため、「とくしま国際フレンドシップ憲章」の普及、学校教育における国際理解教育の推進に努めました。

Ⅱ　人権にかかわりの深い特定職業従事者への取組の推進

公務員や教職員等特定の職業に従事する者は、その職務の性格上、人権に深くかかわる立場にあることから、これらの職業に従事する者に対して研修等の取組を推進しました。

１　公務員

公務員は、全体の奉仕者としての使命感を持ち、常に日本国憲法の定める基本的人権の尊重の理念を、行政施策を通して具体化していく職責を担っています。

このため、行政に携わるすべての職員が、人権を尊重した行政の担い手としての自覚を持ち、人権が尊重される社会の実現に向け、それぞれの分野において、人権尊重の視点に立った業務を遂行することができるよう、人権に関する職員研修の効果的な実施に努める必要があります。

県が実施する職員研修については、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決に積極的に取り組む職員の育成を図るため、各部局別、各庁舎管内別に集合研修を実施したほか、各所属単位で職場研修を実施しました。また、管理職員や職場研修担当者を対象とした研修や、自治研修センターの階層別研修の中で、人権問題について必要な知識を身につけるための研修も実施しました。

市町村職員に対しては、自治研修センターの階層別研修の中で、人権問題に関する研修を実施しました。

２　教職員

教職員は、子どもの人権を守ることはもとより、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命をもっています。

特に、学校（園・所）における人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に関する深い理解と認識をもつことが必要であることから、教職員のたゆまぬ自己研鑽を図ると同時に、学校（園・所）の教育活動全体を通じ、子どもの人権尊重の意識を高める教育を行う実践力を身につけるための研修を実施しました。

さらに、キャリアステージに応じ、ミドルリーダー研修・ジャンプアップ研修・フレッシュ研修において人権研修を実施しました。また、幼・小・中・高・特別支援学校の教職員を対象とした「“あわ”じんけん講座」や人権教育主事研修、保育所リーダーを対象とした人権研修等を行い、その充実を図るとともに教職員の人権教育に関する研修の体系を整えています。

教職員一人一人が豊かな人権意識を身につけ、人権感覚を磨くための研修や指導方法の工夫・改善をめざした研修の充実を図り、教職員の資質の向上に努めるとともに、学校（園・所）における人権教育を積極的に推進しました。

さらに、「あいぽーと徳島」では、教職員等を対象に各学校単位で講座を開催する「人権教育セミナー」を実施しました。

３　医療関係者

医療関係者は、その職務を遂行するにあたっては、患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

このため、看護職員を対象に、人権に配慮した質の高い看護の提供のため、訪問看護や災害看護に関する研修を実施し、精神障がいや災害時における個人の状況に配慮した避難所運営等についての理解を深めました。

また、看護職を目指す県立総合看護学校、鳴門病院附属看護専門学校の学生に対して、人権的な視点をより具体的に思考できる能力を高めるため、「徳島県人権教育指導員制度」を活用し、長年、学校教育に携わっていた人権教育指導員を講師としていじめや差別が起こる構造、間違った方法で自己尊重を行わないこと等を内容とする研修を実施しました。

加えて、ご自身に障がいがあり、介助犬と共に生活されている人権教育指導員を講師として、特別講演「障がいと共に生きる暮らし」を実施しました。

４　福祉関係者

社会福祉関係事業に従事する者は、高齢者、障がい者や子どもなどの生活相談や身体介護などに直接携わっています。そのため、その職務の遂行にあたっては、人としての尊厳と個人のプライバシーの尊重など､人権意識に立脚した判断力と行動力が求められます。

こうした認識に立ち、福祉事務所職員については、人権意識に立脚した職務の遂行が徹底されるよう、人権に関する知識の習得と人権意識の高揚を図るための研修の実施及び資料の配布を行いました。

また、民生委員・児童委員については、各研修会において、生活困窮者等への支援や子どもの虐待防止、民生委員・児童委員活動の在り方に関する講義等を実施するとともに、社会福祉施設職員や社会福祉協議会など社会福祉関係団体職員等については、人権問題に関する研修会を実施し、人権意識の高揚等に努めました。

さらに、介護支援専門員については、県介護支援専門員協会が実施する主任介護支援専門員研修において、利用者の権利擁護の視点に立った介護支援専門員の倫理と基本姿勢等に関する講義を実施し、また、日常生活自立支援事業を行う専門員、推進員、生活支援員等についても、研修会において人権に配慮した対応等を内容とする講義を実施しました。

５　警察職員

警察職員については、人権に配慮した警察活動を徹底するため、人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行することなどを定めた「職務倫理の基本」に関する教養や犯罪被害者支援に関する教養等を各所属において実施しました。

また、新たに採用した警察職員、昇任した警察職員等については、職務倫理、人権の尊重、犯罪被害者支援等についての教養を警察学校において行い、人権意識の向上に努めました。

６　消防職員

消防職員は、県民の生命、身体及び財産を火災や地震等の災害から守るという役割を担っており、その職務を遂行するにあたっては、人命の尊重、プライバシーの保護に十分

配慮する必要があります。
　このため、県消防学校においては、人権問題への理解と認識を深めるため、各市町村等の消防職員に対し教育訓練として、人権に係る研修を実施しました。

７　マスメディア関係者

　新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等のマスメディアは、高度情報化社会において、国民の価値判断や意識の形成に大きな影響力を持っています。
　このため、マスメディアがより一層、正確な情報に基づき、人権尊重の視点に立った取材活動や紙面・番組づくりができるよう、県が行う人権教育・啓発に係る施策や事業について、積極的な情報提供に努めました。

Ⅲ　各人権課題に対する取組の推進

人権教育・啓発にあたっては、普遍的な視点からの取組と具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組が必要です。年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関わらず、一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、誰もが持てる力を最大限に発揮して活躍できる「ダイバーシティ社会」の実現に向けて、各人権課題については、次のような取組を進めました。

１　女性

平成 9 年 3 月に「徳島県女性総合計画（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）」を策定し、総合的かつ効果的な女性政策を推進するとともに、平成 14 年 3 月には「徳島県男女共同参画推進条例」を制定しました。平成 15 年 11 月には、3 年間で早急に取り組むべき主要課題とその推進方策を取りまとめた「とくしま男女共同参画実行プラン」、平成 19 年 3 月には「徳島県女性総合計画」の後継計画である「徳島県男女共同参画基本計画」、平成 24 年 3 月には「徳島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定し、平成 26 年 1 月には配偶者暴力防止法の適用対象が拡大されたことに伴い、「徳島県男女共同参画推進条例」の一部改正を行い、平成 28 年 6 月には「徳島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」を策定しました。

さらに、令和元年 7 月には、「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第 4 次）～」を策定し、令和 5 年 10 月には、女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に、令和 8 年度までの 4 年間の指針となる「徳島県男女共同参画基本計画（第 5 次）」を策定しました。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和 6 年 4 月施行に向け、「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」を令和 6 年 3 月に策定しました。

「男女共同参画社会」の実現を目指し、男女共同参画の総合的な推進拠点である男女共同参画総合支援センターにおいて、様々な悩みを持つ男女を対 象として相談に応じるとともに、ＮＰＯ法人など、県民と協働して男女共同参画に関す る各種講座や啓発事業を実施したほか、女性の活躍推進をさらに加速するために、令和 8 年 1 月に女性活躍推進フォーラム推進事業を実施しました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の推進については、平成 17 年 12 月に策定した「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」（平成 21 年 3 月改定）に基づき、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）防止の広報・啓発事業、ＤＶ被害者に対する相談・支援・一時保護等を実施するとともに、困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業、ＤＶ相談機関等の支援調整会議、ＤＶ相談機関関係職員等の研修会、若年層からの「ストップ！ＤＶ」推進事業等を実施しました。特に、11 月及び 12 月を「ストップ！ＤＶ」強化推進月間と定め、同期間中、民間団体等とともに、ＤＶ防止に関する広報・啓発事業を集中的に実施しました。

また、平成 28 年 7 月に開設した性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」においては、性暴力に関する相談を受け付け、関係機関との連携の下、被害者の気持ちとニーズに沿った専門的な支援を提供しました。

性と健康の相談センター事業においては、男女問わずライフステージに応じた切れ目のない健康支援を総合的に推進するため、適切な健康教育の実施や相談体制を確立するとともに、不妊・不育で悩む夫婦等に対し、「徳島県不妊・不育相談室」で専門相談・情報提供を実施しました。

農山漁村における男女共同参画については、女性の役割に対する適正な評価への気運を高め、女性農業者の社会参画や経営参画の促進を図るため、男女共同参画に関する研修会や次世代女性農業者リーダー育成研修等、各種事業を実施しました。

また、本県における女性教育活動を推進するため、地域における女性リーダーを対象に専門的知識と技術の研修を行い、進展する社会に対応できる女性教育指導者を養成しました。

２　子ども

令和６年３月に策定した「徳島県こども計画」に基づき、各種施策を推進しました。また、子どもの人権についての正しい理解と認識を促進するため、学校教育においては児童の権利に関する条約の周知に努めるとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した教育が行われるよう、各種研修会の場を通じ教職員の意識改革や資質向上に努めました。

また、令和６年３月に施行した「徳島県こども未来応援条例」において、子どもの権利の尊重が基本理念に掲げられていることを踏まえ、子どもから大人まで全ての方が子どもの権利について理解できるよう、発達段階に応じて、令和６年度に作成した「徳島県こども未来応援条例ハンドブック」を、令和７年度に構築したこども・若者ポータルサイト「とくしまこどもステーション」に電子書籍として掲載し、県内の学校に通うすべての児童・生徒が利用する１人１台端末へのブックマークを推進することで、条例により身近に接することができる環境を整えるなど、子どもの権利の周知に努めました。

複雑多様化し、増加する児童虐待問題に対応するため、児童虐待防止法の趣旨や通告義務について広報・啓発を行うとともに、地域における関係機関（学校、警察、民生委員・児童委員等）の連携を強化するため、「徳島県要保護児童対策協議会」を開催し、市町村に設置する「要保護児童対策地域協議会」の運営支援に取り組みました。

また、児童虐待等の相談・通告に対し、機動的対応や地域密着型の児童相談を展開するため、市町村児童相談担当者や関係者への児童虐待防止セミナーを開催し、その資質の向上に努めました。

さらに、市町村の人権教育指導者を対象とした「社会教育における人権教育指導者研修会」では、子どもの権利やヤングケアラーへの支援、多様性についての研修を行いました。

いじめや不登校等は、子どもの人権に関わる重大な問題であることから、公認心理　師、臨床心理士等による「スクールカウンセラー」を全公立小中学校・県立学校に配置または派遣できるようにするとともに、社会福祉士又は精神保健福祉士による「スクールソーシャルワーカー」を全市町村教育委員会及び県立学校１校に配置し、子ども・保護者・教職員からの相談や悩み等に対応しました。

また、より高度で専門的な知識を有する大学教授、医師、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士による「専門家チーム」や法律の専門家である弁護士を「スクールロイヤー」として公立学校等に派遣することで、複雑化・多様化する生徒指導上の諸課題についても対応

しています。

児童生徒のいじめ問題をはじめ、不登校、暴力行為等の問題行動等について、組織の枠を超えて柔軟かつ機動的に処理するため、関係部局の連携を図り、学校を積極的に支援し児童生徒の問題行動を未然に防止するとともに、早期発見・早期解決に取り組みました。

家庭内の問題とされ、潜在化しやすいヤングケアラーについては、早期把握により、適切な支援につなぐことが大変重要であることから、県では、市町村、高齢介護、障がい福祉、教育等の関係機関による「徳島県ヤングケアラー支援連絡会議」を設置し、事例の収集・分析を実施するとともに、「支援の見える化」として「徳島県多機関･多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を策定しました。さらに、広く県民が参加できる研修会の開催などを通じて、ヤングケアラー支援についての周知･啓発を実施するとともに、当事者への寄り添い支援として、悩みや経験を気軽に共有できる場として「オンラインサロン」を開催しました。

近年のスマートフォンやインターネットを通じた青少年の犯罪被害に加え、ニートやひきこもりといった「社会的自立が困難な若者」の増加など、青少年に関わる問題が深刻化・多様化する中、令和 4 年 3 月に策定した「とくしま青少年プラン 2022」に基づき、困難を抱える子ども・若者支援のため、関係機関相互の連携や情報共有を図るとともに、研修会や養成講座などを実施し、関係者の資質向上や支援者養成に取り組みました。

加えて、家庭・学校・地域が連携し、非行から青少年を守るという気運を醸成し、非行に対する県民の理解と認識を深めるため、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動を実施しました。

「あいぽーと徳島」では、子どもの人権に関するパネル展（特別展示・常設展示・出張展示）や県民講座事業における、「子ども」をテーマとした講演会の実施、公民館や学校等で行う人権教育研修セミナーにおける徳島県人権問題講師団講師や徳島県人権教育指導員等の派遣などにより、子どもの人権について、県民の正しい理解と認識を深めました。

3　高齢者

全国平均より速いテンポで高齢化が進んでいる徳島県においては、多年にわたり社会に貢献してきた長寿者を敬愛し、長寿を祝福する心を育て、ぬくもりのある長寿社会づくりについての理解や認識を深めていくことが大切です。このため、「100 歳到達者慶祝訪問」や「敬老の日長寿者慶祝訪問」など、敬老理念の普及に努めました。

また、高齢者の健康づくりや様々な生きがいづくり、社会参加活動等を支援するために「徳島県健康福祉祭」の開催をはじめ、地域福祉のリーダーを養成するシルバー大学校や同大学院の充実、高齢者の自主的な活動の場として大きな役割を果たしている老人クラブへの活動助成を行うなど、高齢者が社会の重要な構成員として敬愛される環境づくりや意識の醸成に努めました。

また、認知症の人やその家族が抱える様々な悩み事の相談にワンストップで対応することを目的として平成 24 年 5 月に認知症コールセンターを開設し、その後も引き続き、認知症の知識や、介護技術の面だけでなく、精神面も含めた悩みに関する相談に対応するとともに、若年性認知症の人の自立支援に必要な支援制度のマッチングや関係機関との連携調

整役となる「若年性認知症支援コーディネーター」を配置することなどにより、認知症の人とその家族を地域で支えていく環境づくりに努めました。

加えて、介護サービスの公平で円滑な提供を図るために、介護支援専門員等の人材を養成するとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護従事者等に対し、処遇や介護に関する技術・知識の普及と人権尊重の意識づくりを推進しました。

「あいぽーと徳島」では、高齢者の人権に関する指導者養成セミナーやパネル展を実施するなど、高齢者の人権について、県民の正しい理解と認識を深めました。

４　障がい者

本県においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行と時期を同じくして、平成 28 年 4 月、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」を施行し、障がい者の権利擁護に関する相談に対応する専門相談員の配置などに取り組んでおります。平成 30 年 3 月には、同条例の実施計画として位置づけた「徳島県障がい者施策基本計画」を策定、令和 5 年度までの 6 年間の計画期間を終え、令和 6 年 3 月には計画全体を改定し、条例の理念である、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現に向け、各種施策の推進を図っております。令和 6 年 4 月には、「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務にもなりました。

県内に「心のバリアフリー」を浸透させるため、県職員や企業を対象とした「心のバリアフリー」の推進・啓発活動や、その活動を広めるための養成講座を開催するとともに、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀者を表彰することにより、障がい者の人権についての理解を促進しました。

また、手話が言語であるとの認識の下、令和７年３月に施行した「徳島県手話言語条例」に基づき、県職員や企業・団体等を対象とした「出前手話講座」を開催して手話に対する理解と手話の普及を促進しました。

「あいぽーと徳島」では、障がい者問題学習事業による、人権推進員の県内小中学校への派遣、あいぽーとスタディー事業による、来館した児童生徒への体験学習の機会の提供のほか、障がい者の人権に関するパネル展や人権問題講師団講師の派遣などより、障がい者の人権について、県民の正しい理解と認識を深めました。

ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者はもちろん、広く県民の活動と交流の拠点となる「障がい者交流プラザ」の運営により、文化・芸術及びスポーツにおける交流・ふれあいの促進を図りました。

小・中学校においては、通常の学級と特別支援学級、また小・中学校等と特別支援学校の交流及び共同学習を実施しました。

特別支援教育体制整備においては、各学校で特別支援に関する校内委員会を開催するとともに、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を推進するなど、全県的な充実に努めました。

また、適切な教育支援・相談の在り方を支援するため、教育支援・相談担当者に対する研修会を実施するとともに、特別支援教育に係る教職員の資質と専門性の向上を図るため、専門的で実践的な研修会を継続的に開催しました。

さらに、地域特別支援連携協議会連絡会を開催し、市町村における福祉・医療・労働等の関係機関との連携や「個別の教育支援計画」の作成を推進しました。

雇用対策においては、障がい者の自立を促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者就業・生活支援センターを県内で3か所指定し、就業支援と生活支援を総合的に実施しました。

障がい者の雇用機会の確保と拡大を図るため、障がい者の特性及び地域の障がい者雇用ニーズに応じた職業訓練を実施するとともに、県、県教育委員会と障がい者雇用に理解のある業界団体等と締結している「徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定」を活かし、官民協働で取り組みました。

障がい者を積極的に雇用し、障がい者の雇用の促進と安定に大きく貢献した障がい者雇用優良企業や職場で活躍を続けている障がいのある方に対して、表彰を行い、顕彰するとともに、学校見学会による理解促進や「企業相談コーディネーター」の企業への派遣、また「とくしま障がい者雇用ＮＡＶＩ」による情報発信など、障がいのある方が働きやすい環境づくりに努めました。

５　同和問題

平成28年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」について、広く県民や県職員に周知を行うとともに、「同和問題の解決に向けて（基本方針）」などに基づき、各種施策を推進しました。

同和問題をはじめ様々な人権課題を解決するため、県・市町村・隣保館の職員から構成される「人権行政ネットワーク連絡会議」を設置し、相互に連携・協力して、地域の実情に応じた取組を推進しました。

「あいぽーと徳島」では、同和問題講演会をはじめ、「同和問題」をテーマとした、人権教育研修セミナーやリーダー養成講座、パネル展（特別展示・常設展示・出張展示）等を実施し、同和問題について、県民の正しい理解と認識を深めました。

また、同和問題啓発テキスト「よあけ」を改訂するとともに、市町村や学校等に配布し、県や市町村職員の研修に活用しました。

次に、自立と自己実現を支援するための取組として、教育については基本的生活習慣を確立し、主体的に学習する態度を身につけ、学力の向上を図るとともに、一人ひとりの希望や適性に応じ、自己実現をめざすための進路指導の充実を図りました。

就労については、公正な採用選考システムの確立が図られるよう、啓発資料の作成・配付や啓発パネルの展示を行いました。

また、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を行う隣保館の運営を支援しました。

さらに、同和問題を正しく認識することや同和教育の成果や手法を継承するために、県内の小・中学校から提供を受けた学習指導案を編集した「人権教育資料を活用した同和問題に関する学習指導案事例集」の活用に努めてきました。

６　外国人

近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展や入国管理法等の改正により、新たな在留資格が創設されるなど、本県の在留外国人数も増えており、令和７年 12 月末現在の本県在留の外国人数は 9,717 名に達しています。

このような状況の中で、外国人に対する理解不足から偏見や差別が見受けられるとともに、言語、習慣、制度、文化等の違いから、住居、労働、教育等の様々な分野で問題が生じる懸念や、地震や津波等の防災知識に対する不足等から、被災者になる可能性も高いと考えられます。また、特定の民族や人種を標的に差別をあおる「ヘイトスピーチ」の解消をめざす「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成 28 年６月から施行されています。

こうした状況の中、異なる文化、習慣等に対する県民の理解を促進するため、小・中・高等学校の総合的な学習・探究の時間や民間団体が開催する交流事業等に在県外国人を講師として派遣し、外国人の文化や伝統・習慣について県民が触れ、理解できる機会の提供に努めるとともに、公益財団法人徳島県国際交流協会において、多文化共生の理解促進を目的とするＤＶＤやパネルを活用し、外国人の人権に対する正しい理解と認識を深めました。

また、専門ボランティアのスキルアップ養成研修会の開催、地域における外国人支援の中核となるボランティア「地域共生サポーター」や、災害時に通訳等を行う「災害時通訳ボランティア」などの「とくしま外国人支援ボランティア」を募集・登録し、在県外国人支援のためのネットワーク形成を図りました。

さらに、在県外国人を対象とした多言語相談員(英語・中国語・ベトナム語)の配置や 22 言語に対応した 4 者間電話通訳システムによる多言語相談窓口の開設、生活する上での基礎知識の提供や日本語指導を行う生活支援講座の開催、ホームページや携帯サイトを利用した多言語での生活情報や防災情報の提供、日本語を母語としない小・中学生向けの夏休み子ども日本語教室等の開催により、外国人が暮らしやすい地域づくりに取り組むとともに、就労を支援するための各種スキルアップ講座の開講や、多言語通訳を利用した外国人労働相談窓口を設置し、職場定着を促進しました。

「あいぽーと徳島」では、多文化共生に関するパネル展を実施し、外国人の人権について、県民の正しい理解と認識を深めました。

７　ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

平成 11 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、これらの趣旨に沿い、正しい知識の普及と同時に患者や感染者に対する人権の保護に配慮した施策の推進に努めてきました。また、平成 14 年に閣議決定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」には、様々な機会・場所をとらえてエイズやハンセン病に関する正しい知識を普及させ、もってこれらの患者や感染者に対する偏見・差別をなくすことが重要課題の一つとして取り上げられています。

ＨＩＶ感染者等に対する偏見・差別をなくすための取組としては、エイズ対策促進事業の中で、県民に対してエイズに関する正しい知識を普及啓発すべく、啓発資材等による広報とエイズ相談を実施しました。令和７年のエイズ相談は 594 件で、抗体検査は 295 件

行われています。また、高等学校等において普及啓発パネル展や啓発資材の配布を実施しました。

ハンセン病については、平成 8 年に「らい予防法」が廃止され、平成 13 年に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟において国側が控訴を断念し、原告の勝訴が確定しました。

平成 21 年 4 月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、国を挙げてこの問題の早期解決を図ることになりました。また、令和元年のハンセン病家族国家賠償請求訴訟においても国は控訴せず、原告の勝訴が確定しました。

本県においても、ハンセン病対策事業として、かつてハンセン病を患った方々（回復者）及びその家族に対する偏見や差別の解消と名誉回復に向けた啓発や、療養所の訪問、大島青松園開催の夏祭りへの参加を通して、回復者との交流を実施しました。また、里帰り事業の実施により、回復者の福祉向上にも取り組みました。

「あいぽーと徳島」では、ハンセン病に関するパネル展を実施するとともに、大島青松園との協働による講演会を開催するなど、ハンセン病回復者の人権について、県民の正しい理解と認識を深めました。

８　犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた方やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動やインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失などの二次被害を受けることがあります。

このような被害の回復・軽減を図り、再び平穏な生活を営む権利利益を保護するため、平成 17 年 4 月「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年 12 月には同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」が示されました。令和８年３月には「第５次犯罪被害者等基本計画」が示されたところですが、これまで、これらの計画における各規定の趣旨に基づき、犯罪被害者等の視点に立った各種施策を推進してきました。

県では、犯罪被害者等支援施策の更なる充実・強化を図るため、「徳島県犯罪被害者等支援条例」（令和３年４月全面施行）を制定するとともに、支援に関する基本方針及び具体的施策について定める「徳島県犯罪被害者等支援推進計画」について、令和８年度から５年間を計画期間とする「第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画」の策定を行いました。

さらに、犯罪被害者等のニーズに応じて複数の関係機関・団体が持つ制度やサービスを包括して漏れなく届けるとともに、犯罪被害者等が制度等を利用する際の負担を軽減するため､令和８年３月 16 日から徳島県犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービスの運用を開始しました。

また、県警察では、警察職員による犯罪被害者等への連絡・付添い等の支援を行うとともに、医療費等の公費負担や犯罪被害給付制度の適正な運用に努め、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図りました。

さらに、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、行政機関、医療機関、法曹関係等の個人、団体で構成する徳島県犯罪被害者支援連絡協議会の総会を開催して会員相

互の連携強化と活性化を図ったほか、教育・啓発の取組として、犯罪被害者等による講演会や中学生・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、被害者支援に関する意識の向上を図りました。

また、県では、公益社団法人徳島被害者支援センターと連携し、犯罪被害者の方が置かれている状況や支援の必要性について広く理解を深めていただくことを目的に、犯罪被害者ご遺族による講演会を開催しました。

さらに、市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者、また大学生等に対する研修会を開催し、窓口対応の充実と人材の育成を図りました。

県教育委員会では、子どもたちを性犯罪の当事者にしないための教育・啓発を推進するために、文部科学省委託「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」を実施し、モデル地域において、拠点校での公開授業を行い、授業展開例を示すこと等をとおして普及に努めました。

９　刑を終えて出所した人等

犯罪や非行を犯した人が更生するには、本人の強い意志や行政機関の働きかけだけでなく、家族や職場、学校、地域社会などの周囲の人たちの正しい理解と協力により、その立ち直りを支えることが大切です。県では、令和２年３月に策定した、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画「徳島県再犯防止推進計画」について、計画期間を令和７年度から５年間とする「第二次徳島県再犯防止推進計画」を策定し、これに基づき、刑を終えて出所した人等への偏見や差別の解消をめざして啓発資料の配布を行い、刑を終えて出所した人たちの人権問題や社会復帰の支援などに関する意識の向上を図りました。

「あいぽーと徳島」では、人権教育啓発講演会事業により、徳島県人権問題講師団講師や徳島県人権教育指導員等を学校等に講師として派遣するなど、刑を終えて出所した人等の人権について、県民の正しい理解と認識を深めました。

10　インターネットによる人権侵害

インターネット上の人権侵害を防止するためには、何よりも利用者がその責任を十分に自覚することが大切です。また、プロバイダー等においても適切な対応を講じることが必要であることから、関係機関や事業者等への啓発・連携に努めてきました。

また、平成 30 年度よりインターネット上の差別書込に対するモニタリングを実施し、悪質な差別書込を発見した場合には、サイト管理者等へ削除依頼を行いました。

あわせて、インターネットやＳＮＳなどの利用頻度が高い若い世代の方々に対し、人権意識の高揚と、県と共同で差別解消に取り組む機運の醸成を図る観点から、徳島文理大学、四国大学に協力をいただき、学生に人権研修を受けていただいた上で、モニタリングを実施しました。

「あいぽーと徳島」では、インターネットによる人権侵害に関するパネル展（出張展示）を実施するとともに、徳島県人権問題講師団講師や徳島県人権教育指導員等を企業や学校等に講師として派遣するなど、インターネットによる人権侵害の現状等に対する正しい理解と認識を深めました。

次に、学校における情報モラル教育の推進に係る取組として、小・中・高等学校及び

特別支援学校で情報モラル教育年間指導計画を策定し､各教科や総合的な学習･探究の時間等において指導を行うとともに、フレッシュ研修やジャンプアップ研修等で教職員の情報モラル教育に関する指導力の向上を図りました。

また、学校における情報モラル教育に活用できるデジタルコンテンツや、家庭で児童生徒・保護者が自学できるｅ－ラーニング教材を開発し、徳島県情報モラル教育サポートサイトで公開しました。

さらに、インターネットによる人権侵害をテーマとした「社会教育における人権教育資料（Ⅴ）、（Ⅷ）」のＰＴＡ研修会や教育の場での活用を図りました。

11　アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るためには、その独自の文化や伝統に対し、正しい理解と認識を深めることが大切です。

「あいぽーと徳島」では、アイヌの人々の人権に関する理解を深めるため、アイヌの人々への人権侵害に関する講座を開催し、県民への周知に努めました。

12　様々な人権課題

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする偏見、ホームレスになることを余儀なくされた人々の人権問題、日本人拉致問題や新たな人権課題に対しても理解と認識を深め、それぞれの問題の状況に応じた取組が必要です。

性の多様性について理解を深めるため、県では高校生・大学生が制作した人権啓発動画の配信を行いました。また、誰にも悩みを打ち明けられずに生活している性的マイノリティの方が、他の当事者等の交流を契機に、抱えている困難の解消に繋げることを目的とした交流会を実施するとともに、電話相談窓口を開設しました。

「あいぽーと徳島」では、男女共同参画総合支援センターと連携して様々な性の在り方を周知する「徳島カラーフリー文化祭」や、人権教育啓発講演会、人権教育セミナー、出前講座、人権教育リーダー養成講座などを開催するとともに、様々な人権課題を取り上げたパネル展（出張展示）を実施し、県民への周知に努めました。

県教育委員会では、平成 29 年度は「性の多様性を理解するために」（教職員用ハンドブック）を、平成 30 年度は「性の多様性を理解するために」（社会教育資料）を作成し、県内すべての学校に配付したほか、県立総合教育センターでは、セクシュアルマイノリティの児童生徒について理解を深める研修会を実施しました。

生活に困窮するホームレスに対し生活保護を適用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図りました。

拉致問題については、平成 18 年 6 月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、県では啓発週間において啓発パネル展示したほか、政府拉致問題対策本部及び県議会北朝鮮日本人拉致問題早期解決促進議員連盟との共催による「拉致問題を考える国民の集い in 徳島」を開催しました。また、ブルーリボンバッジ着用運動を展開し、啓発舞台劇を実施しました。

東日本大震災や福島第一原発事故を契機として、「災害と人権」に関する正しい理解と認識を深めるため、徳島県人権問題講師団講師や徳島県人権教育指導員を公民館等に

講師として派遣するなど、災害時における人権侵害の現状等に対する正しい理解と認識を深めました。県教育委員会では、「災害と人権～災害時における人権を守ろう～」をテーマに「社会教育における人権教育資料（Ⅻ）」を作成しました。